

〈経営研究 第18巻 第1号 平成16年12月〉

明治初期三井物産の荷為替取扱

藤田幸敏

目 次

はじめに

1. 横浜正金銀行成立前の事情
2. 横浜正金銀行成立後の為替業務

おわりに

キーワード

三井物産 : Mitsui Bussan

外国為替 : foreign exchange

荷為替手形 : documentary bill of exchange

貿易金融 : foreign trade finance

為替リスク : exchange risk

はじめに

明治期の三井物産が、為替業務を行っていたか否かに関連して、中川敬一郎氏の業績とそれに対する森川英正氏の批判⁽¹⁾が良く知られている。ここで言う為替業務とは、外国為替銀行が行うのと同じ意味の外国荷為替業務のことであるが、これについて中川氏は、三井物産のような工業化初期の外国貿易商社は、欧米諸国には存在する外国貿易の補助部門である外国為替取引業などが日本にはなかったため、それらの業務を兼営しなければならなかったとして、そのことを総合商社化の論理に組込んで評価している。これに対し森川氏は、三井物産が1878（明治11）年から3年間外国荷為替業務を行っていたのを例外として⁽²⁾、三井物産が外国為替銀行と同等の意味の外国荷為替業務を兼営していたという事実はないとしている。

しかしながら、この論争で問題となるのは、三井物産が實際にはどの様な為替業務を行っていたかであろう。何故なら、外国貿易を生業とする以上、外国為替のことは無視できない問題であり、何らかの意味での為替業務を担当する部署が無いわけはないし、森川氏も、そのことを否定しているわけではない。實際三井物産には、上記3年間の例外的な外国荷為替業務が終了した後も、為替を担当する部署が明確に存在していたが、その実態についてはほとんど明らかにされていない⁽³⁾。だが三井物産が、為替変動リスクをどのように回避していたのか、あるいは為替資金をどのように調達し、どのように管理していたのかは、貿易商社の本業である営業を支える重要な要素であり、このことなくして貿易業務はありえない。

筆者はこれまで、そうした問題意識のもと、三井物産の為替業務について研究してきたが、為替変動リスクや為替資金に関する問題が大きくクローズ・アップされてくるのは、明治後期以降のことであると考えている。そしてそのことを論じるには、明治の初期に三井物産が、とりわけ横浜正金銀行との関係でどのような為替業務を行っていたかの前提理解が必要となってくる。そこで本稿では、こうした明治初期の三井物産の為替業務について論

じてみたい。

1. 横浜正金銀行成立前の事情

前述の通り、三井物産は1878年から3年間外国荷為替業務を兼営していたが、それは横浜正金銀行成立前の三井物産が、大蔵省の資金を得て行っていたものである。すなわち、三井物産がパリ支店を開設するのに伴って大蔵省にその保護願いを提出したところ、大蔵省は富岡製糸所製生糸のフランス向け輸出を委託し、合わせて外国荷為替資金を貸与して荷為替業務を行わせしめ、それらの利益をもってパリ支店の維持費に充てさせたのである。しかしながらこの外国荷為替業務は、結果としてフランス向け輸出に限定されなかった。大蔵省よりの命令状からは、この荷為替資金の貸与は、中国を除く欧米各国への輸出が対象となっていることが読み取れるし⁽⁴⁾、それを受けた三井物産も、その後ニューヨーク支店、ロンドン支店などをあいついで開設し、これらの地域への輸出を、大蔵省の資金をもって行っていた⁽⁵⁾。

だがここで問題となるのは、大蔵省の資金が欧米向輸出に限定されたものであるのならば、对中国輸出の貿易資金はどのように調達していたのかということだろう。三井物産の輸出は欧米向に限られないわけだが、とりわけ三井物産にとって最初の海外支店である上海支店の開設は、三池炭輸出に伴うものであったし、さらには、創業期の三井物産にとって輸出米の扱いは石炭と並ぶ重要なものであったが、それとても、ヨーロッパのみならずアジア市場へも行われている。

輸出米について『三井物産会社沿革史稿本』は、「政府米ニアッテハ欧洲向ハ無為替輸出デアッテ、…香港・廈門其他支那方面ヘハ『十四番』ヲ通ジテ輸出シタ」と記述している。この「十四番」とは、横浜十四番館のエドワード・フィッシャー商会のことであるが、同商会との関係を知る記録が存在しないため詳細は不明である。しかし、これらのことから、輸出米について貿易資金が不必要であった可能性はあるだろう。

一方三池炭も、その代金は石炭を売り上げた後に支払い、また運賃や海上保険料なども差し当たっては鉱山寮が負担したことが知られているが、これらの取り決めがあるため、やはり当面の貿易資金、とりわけ為替資金を必要としなかったことが予想される。

とするならば、少なくとも草創期の三井物産の対アジア貿易では、貿易資金の調達は大きな問題ではなかったのだろうか。

為替業務に関する資料が大変少ないため、それらのことを検証するのは難しいが、幸いに上海支店については、依頼品売捌きに関する取り決めを記した資料⁽⁶⁾が残っており、為替についても若干の記述もあるので、引用しておこう。

別冊之通此度清国上海エ支店取設ケ候ニ付物品ノ売捌又ハ買収品ヲ依頼スル者アル歟亦ハ正金為換荷為替借用等ヲ望ム者アルキハ左ノ規則ニ照準シ取扱可申事

...

一 荷為換金ノ借用ヲ望ムモノアレハ其物品ヲ精密ニ検査シ先ツ時価ノ半額ヨリ六割迄ハ貸与ス可シ尤種類ニヨリ価格等ニ相違アルモノハ格別ニ注意シテ之ヲ検査シ上海ニテ相場ニ多分ノ昂低アルモノヘ対シテハ決シテ為荷替金ヲ貸与ス可ラス又是迄上海ニ於テ販売セシモノカ腐敗シヤスキ物品等ヘ対シテハ決シテ為荷替金ヲ貸可カラズ

一 為替金ハ貸与セシ日ヨリ売捌キ代金受領ノ日迄一日金百円ニ付六錢ノ割合ヲ以テ其利子ヲ受領ス可シ

...

一 若シ上海ニ在ル物品買入レノ注文ヲ受ケシ時ハ其品ニヨルト雖モ少クモ壹割ノ手附金ヲ受取見本并詳細ノ注文書ヲ付テ之ヲ上海支店ヘ送ル可シ而シテ該支店ニ於テ立換タル代価ハ送リ荷主ヨリ荷為替金ヲ貸与セシト同一ニ利息ヲ受領ス可シ

明治初期三井物産の荷為替取扱

明治 10 年 11 月という日付のある上掲の資料で注目すべき点は、依頼品を上海支店へ送る際、さも三井物産が為替資金を融通しているかの様な規定であることだろう。そしてさらには、そもそもこの規定は、冒頭の部分から分かるように、単に上海支店へ輸出する際の規定ではなく、逆に上海の物品を輸入する際の資金的な手続きについて規定している点にも注目したい。一般に貿易資金は、輸出にかかわってのみ必要になるのではなく、当然輸入にともなっても資金需要が発生する。実際に上海支店からの輸出入が、輸出米や三池炭以外にどの程度あったのかについて詳細は分からぬが、『三井物産会社沿革史稿本』や『稿本三井物産 100 年史』の記述によると、銀・銅貨、そして若干ながら砂糖の輸出、また輸入品については麻袋、さらには上海支店ではないが、1879 年には香港経由で、相当量の外米を輸入しているようである⁽⁷⁾。

いずれにしても、とりわけ資金的なことについての詳細は、残念ながら不明であるのだが、このことに関連して、以下の資料⁽⁸⁾にも検討を加えたい。

清国上海支店事務取扱規則

...

第三条

此支店営業ノ本務ハ左ニ記載スル数項ノ如シ

- 一 貿易銀並補助銀貨ヲ上海及其近傍ノ地方ニ流通セシム事
- 一 旧銅貨ノ壹厘錢ヲ清貨ニ交換スル事
- 一 銅塊石炭並木材類壳捌キノ事
- 一 送リ荷物壳捌キノ事
- 一 注文品買入之事
- 一 荷為替取立之事
- 一 為替手形支払事
- 一 為替並荷為替取組之事

...

第八条

此支店ニ収入スル貰ノ金額ハ都テ東洋銀行又ハ香港上海銀行ニ預ケ金ト為シ時機ヲ見計ヒ横浜或ハ長崎ヘ向ケ為替ニ取組ミ其手形ハ毎郵船便ニ東京本店或ハ長崎支店ヘ送達スベシ

但シ此預ケ金ハ支店ノ都合ニヨリ何時ニテモ随意ニ之ヲ引出スヲ得ベキ約束ノモノタルベシ

第九条

売買共清貨ヲ以テ取引ヲ為シタル件ハ其売上勘定書及物品買付ノ勘定書等ノ如キモ亦清貨ヲ以テ計算スベシ而其価格ハ本邦ニ於テ洋銀或ハ通貨ヲ以テ支払其勘定中ニハ洋銀ノ相場ヲ記載スベシ

...

上掲の資料には、年代を確定する記述がないため、正確にはいつから効力をもった規定かは分からぬ。しかし、前述の「売捌又ハ買収品」の規則とほとんど同じ時期に規定されたものであると思われる⁽⁹⁾。

この規定によって分かるることは、上海支店の営業本務に荷為替の取組が明確に記されていることと、上海支店は東洋銀行（オリエンタル・バンク）と香港上海銀行に口座を持ち、支店の収入はこれらの銀行に一旦預け、長崎もしくは東京に為替を組んで送金するが、この預け金は上海支店の都合によつていつでも引き出せる様になっていたことである。そして上海支店が清国貨幣にて売買を行った際には、その価格は最終的には本国において洋銀か通貨によって支払われるわけだが、それには当然タイムラグが生じるから、その間の金融が問題となろう。そしてこれについて、東洋銀行ないし香港上海銀行の口座から自由に引き出せる資金のあることが分かっているわけだが、当然、これらの銀行との関係が重要となろう。

1864年に横浜支店を開設している東洋銀行が、既に三井組と為替契約を結んでいたことは周知のことであるが、一方の香港上海銀行は、1866年に横浜支店を開設している⁽¹⁰⁾。

明治初期三井物産の荷為替取扱

ところで、この時期の三井物産がどれだけの荷為替を組んでいたか、その金額について、『稿本三井物産 100 年史』は、大蔵省よりの為替貸金との関連で、以下の表を掲載している。

表 1 三井物産の為替取組高

単位：円

年 度	アメリカ向け		フランス向け		イギリス向け		合 計	
	為 替 取組高	うち 物産分						
1877年			23,100	23,100	25,900	25,900	49,000	49,000
1878年	163,030	9,200	167,855	70,250	71,750	67,700	402,635	147,150
1879年	221,250	56,220	229,933	121,900	167,785	154,535	618,968	332,655
1880年	149,200	78,550	137,250	79,900	153,330	151,630	439,780	310,080

[備考] 1. 『稿本三井物産 100 年史』上、日本経営史研究所、1978 年、161 ページ。

ただし、原資料が『三井物産株式会社沿革史稿本』であることは明らかである。

2. 三井物産の外国荷為替業務は、厳密には 1877 年の末期から開始されている。
3. 1880 年のフランス向為替取組高は、イタリア向けを含んでいる。
4. 横浜正金銀行の開業は、1880 年 2 月であり、三井物産の外国荷為替業務は、1880 年末をもって終了したと言われている。

その一方で、山口和雄氏は「三井物産と三井銀行－再考－」において、三井文庫所蔵資料である「惣勘定書」より、次の表を作成し掲載している。

表 2 の金額は、あくまでも期末の残高であるので、表 1 と単純には比較できないが、それでも表 1 の金額が、大蔵省の資金のみではないのではないかと想像できるだろう。問題は、表 2 の荷為替借用金がどこからなされているかだが、山口氏は、例えば 1876 年の 90,121 円について、香港上海銀行より 43,312 円、東洋銀行より 23,931 円、その他より 22,876 円であることを明らかにしている⁽¹¹⁾。

表2 三井物産の荷為替借用金

単位：円

各年12月末	大蔵省 荷為替借用金	荷為替借用金	横浜正金銀行 荷為替高
1876年			
77年			
78年	316, 956		
79年	256, 205	90, 121	
80年	386, 205	219, 430	11, 880
81年	175, 706	75, 017	55, 928
82年	150, 510	23, 918	69, 712
83年	50, 000		8, 888
84年	131, 683		8, 888
85年	50, 000		

[備考]1. 山口和雄「三井物産と三井銀行－再考－」創価大学経営学会『創価経営論集』11巻2号、1987年3月、2ページに掲載の表のうち、本稿に必要な数値のみ抜粋した。

ところで、山口氏が原資料として使用した1979年の「總勘定明細書」⁽¹²⁾は、この内訳のさらに明細が記述されており、その中には、その荷為替がどの国に向けて取組まれたものかを知ることができるものもあるが、それらは全てイギリス向けである。

また、山口氏は取り上げていないが、「總勘定明細書」の勘定項目には、表2の項目とは全く別に「荷為替貸シ金勘定」があり、やはりアメリカ、フランス、イギリス向けに取組まれた荷為替の明細が付記されている。

以上のことから判断すると、表1の荷為替取組高は、大蔵省の資金によるものだけではないことは明らかで、さらに三井物産は、香港上海銀行や東洋銀行からも荷為替資金を提供されている一方で、自己資金によっても荷為替を組んでいたとも考えられるだろう。

ただ、アジア市場については、各年の「惣勘定書」が期末残高の表示であ

るため断定はできないが、残されている明細にはアジア向け荷為替を確認できないので、まとまって新たな貿易資金を必要とするような輸出入は少なかったのではないだろうか。

なお、山口氏は 1880 年以降も大蔵省荷為替借用金残高があることをもって、三井物産の外国荷為替業務が続けられていたようだと結論している。そのことは是非は今のところ判断できないが、横浜正金銀行成立後の三井物産の為替業務が、どのように変化したのかについては、次項で論じることとする。

2. 横浜正金銀行成立後の為替業務

横浜正金銀行成立後の三井物産が、どのような為替業務を行っていたかを知りうる規則類として、1881（明治 14）年に規定された「海外荷為替取扱手続」と、おそらくその少し後に規定された「海外荷為替取扱規則」があるので、それぞれの一部を以下に引用し、その検討から始めよう⁽¹³⁾。

「海外荷為替取扱手続」

第一条 日本商売ニシテ我ガ物産ヲ欧米各国へ直チニ輸出スル者ニ限り
当社保証トナリ其物品へ対シ正金銀行ヨリ荷為替金ヲ貸付スルニ付其
売捌キヲ当社へ委託サシタルモノハ乃チ当社保証トナリ為替取組ヲ為
スベシ
但送リ先ニ於テ販売ノ中途立チ難キモノハ時宜ニヨリ保証ヲ辞スルコ
トアルベシ

...

第六条 物品船積ノ上ハ船積證書二通及保險證書 { 荷主ニ對於イテ必ラ }
ズ裏書ヲナスベシ
ヲ當社へ送リ正金銀行へ出シテ為替金ヲ受取ルベシ

...

第八条 荷為替金ヲ貸付セシ物品ノ価格低下シ貸金ヲ還付スルニ足ラザ

ルキハ当社或ハ其代理人ノ相当ト認ル挿金ヲ幾度ニモ払入ルベシ若シ此要求ニ応セザルキハ該品ヲ速ニ公売シテ元利ヲ決算シ尚ホ不足アルキハコレヲ要請シ剩余アレハ返付スベシ

...

「海外荷為替取扱規則」

第一条 日本商売ニシテ我ガ物産ヲ歐米各国へ直チニ輸出スル者ニ限り其物品ヘ対シ荷為替金ヲ貸付スベシ其送リ先キハ海外各国何レノ地ヲ論セス取組ヲ為スベシト雖モ送リ先キヨリ買入注文アリシ品カ又ハ注文無キモ輸出シテ必ス販売シ得ヘキ目途アルモノニ限ルベシ故ニ其種類ニ拠リテハ倚頼ヲ辞スル事アルベシ

...

第六条 物品船積ノ上ハ船積證書二通及保險證書 { 荷主ニ對於イテ必ラズ裏書ヲナスベシ } ヲ当社ヘ出シ為替金ヲ受取ルベシ

第七条 当社ニテハ船積証書並為替証書ヲ送リ先キ当社代理人へ郵送シ物品到着セハ大輪ニ於テ受取り置キ為替ノ金額或ハ該品売揚代金ノ全額ト引換へ荷主若クハ其代理人へ渡スベシ

但シ当社代理人トナリテ此取扱ヲ為スモノヘ其他習慣ニ拠リ僅少ノ手數料ヲ荷主ヨリ払フベシ

第八条 荷為替金ヲ貸付セシ物品ノ価格低下シ又ハ証書期日ニ至リ貸金ヲ還付セサルキハ当社或ハ其代理人ノ相当ト認ル挿金ヲ幾度ニモ払入ルベシ若シ此要求ニ応セサルキハ該品ヲ公売シテ元利ヲ決算シ尚ホ不足アルキハコレヲ徵収シ剩余アレハ返付スベシ

...

「海外荷為替取扱手続」では、委託商品について三井物産が保証人となることによって、横浜正金銀行から荷為替金の提供を受けることが明確になっているのに対し、それが「規則」になると、第一条から横浜正金銀行の名前

明治初期三井物産の荷為替取扱

が消え、続く規定を読むと、あたかも三井物産自身が、いわゆる荷為替業務を行っているかのような印象を受ける。

この2つの規定の関係は必ずしも明らかではないが、注目すべき点は、この規定が欧米各国への輸出に関するものであることだろう。三井物産の海外輸出について、アジア市場にも注意を向けるべきことについては前項でも論じたが、横浜正金銀行成立前の段階では、貿易金融については大きな問題とはならなかつたのではないかと推論した。しかし、対アジア貿易はその後次第に大きくなり、貿易資金についても無視できない状況になることは十分に推測できる。その場合の貿易金融は、果たしてどうなっていたのか。三井物産の貿易資金調達の上で重要な役割を演じたとされる横浜正金銀行は、三井物産のすべての貿易金融を賄っていたのだろうか。

残念ながら、横浜正金銀行成立後、とりわけ1880年以降になると、三井物産がどれくらいの荷為替をどこの銀行から組んだかを確定できる資料は、いまのところ見つかっていないようである。しかしながら、為替業務の仕組みについて知りうる資料は、上掲のものの他にも若干存在する。以下に引用する、1893（明治26）年版⁽¹⁴⁾と1897（明治30）年版⁽¹⁵⁾の「職務章程」は、こうした資料の一つであるが、ここではその変化に注目してみたい。

「三井物産合名会社職務章程」（明治26年）

...

第十六条 ...

商品ニシテ為替ノ取組ヲ要スルモノハ必ス銀行ニ対シ出来得ル限りハ為替相場ヲ約シ置ヘシ但シ時宜ニ由リ約束ヲ為ス能ハス自ラ之ヲ担保スル場合ニハ其為替金額及担保ノ時期等予メ社長へ経伺スヘシ

...

『三井物産合名会社職務章程』（明治30年10月改正）

...

第十七条 …

商品ニシテ海外為替ノ取組ヲ要スルモノハ内地各店並ニ東洋各店ニ在テハ為替掛ニ申出テ又英米支店ニ在テハ銀行ニ対シ出来得ル限りハ為替相場ヲ約シ置ヘシ但時宜ニ由リ約束ヲ為シ能ハス自ラ之ヲ担保スル場合ニハ其為替金額及担保ノ時期等予メ社長へ経伺スヘシ

…

1893年と1897年の「職務章程」の変化を見ると、1893年版では、為替を組む相手として「銀行」が指定され、為替相場はなるべく約束し、そしてもしそれが為さざる場合は、社長に伺いを立てなければならないという、大方予想される範囲の規定であるのに対し、1897年の10月に改定された規定では、内地と東洋各店に商品を送る場合の荷為替は「為替掛」の管轄になり、欧米の場合の「銀行」と、明確に区別されている。つまり、欧米への輸出入は銀行と取引せよと比較的簡単なのに対し、東洋各店へ商品を送る、すなわち東洋への輸出は、為替掛という特別の部署が管轄することになったのである⁽¹⁶⁾。

そしてこの為替掛は、1899（明治32）年版の「職務章程」⁽¹⁷⁾では為替部となっているのだが、実はその前年には、「為替部規定」⁽¹⁸⁾が定められているのである。以下にその一部を引用しておこう。

「為替部規定」（明治31年7月18日達）

…

第二条 為替部ノ事務ハ東洋各港ニ対スル商売高最多ノ支店ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三条 為替部ハ内地ト當口天津上海香港新嘉坡各店トノ輸出入物品ニ対スル為替売買ノ事ヲ掌ル

第四条 為替部ハ前条列記ノ各店ニ対スル売買為替ヲ詳知シ適宜内外ノ銀行ヲ利用シテ之カ取組ヲナスヘキモノトス

明治初期三井物産の荷為替取扱

第五条 為替部ノ各店売買為替出合アル場合ニハ他銀行ニテ為替ヲ取組ムト社内為替ヲ取組ムトノ得失ヲ調査シタル上社内為替ヲ取組ムコトヲ得

第八条 為替部ハ将来ノ商売上必要ト認メタルトキハ社長へ経伺ノ上為替ノ売越又ハ買越ヲナスコトアルヘシ

第十条 為替部ハ第一条ニ明示スル如ク為替ノ統一ヲ計リ當会社商務ノ成立ヲ容易ナラシメンカ為メ設置スルモノナレハ射利ヲ目的トスヘカラサルコト勿論ナリト雖トモ買越並ニ売越等ヨリ自ラ生スル損益ハ毎期末ニ於テ勘定書ヲ調整シテ提出スヘシ

ところで、この「為替部規定」は、いくつかのことを明らかにしてくれる。

まず第一に、為替部が東洋の輸出入に関する為替事務を統括する機関であること。そしてそれは、西洋への輸出入に関する為替事務と、その取扱が明確に異なることを意味する。

第二に、為替は基本的には銀行を利用するが、為替の出合いがあった場合には、銀行を利用するか社内為替を利用するかを、その得失によって判断されること。

そして第三に、社長へ伺うことを条件に為替の買い越し・売り越しを認めていることである。ただし、その目的は「商売上必要」であるからであって、「射利」を目的としたものではないことを注意している。

では、何故 1897 年になって東洋市場を統括する為替掛（後為替部）が登場したのだろうか。周知のとおり、この時期世界的には金本位制を採用する潮流のなかで、日本は金銀複本位制になることを余儀なくされた。それはアジア地域が銀貨圏であったことと無関係ではないが、1987 年には日本も、金本位制に移行したとされる。恐らく為替掛が設けられた背景には、この金本位

制への移行と、対アジア貿易における銀塊相場変動の激しさによる難しさもあったのではないだろうか。しかしそれより大きな要因は、対アジア貿易の拡大だろう。とりわけ棉花取引は、この時期に三井物産最大の取扱高を占めるようになるが、それは同時に、対インド・中国貿易の拡大を意味する。おそらく為替掛の設置は、こうした事情とも無関係ではあるまい⁽¹⁹⁾。

第五条にある「社内為替」についても、触れておく必要がある。社内為替について石井寛治氏は、「社内の他店舗宛に振り出された為替のうち売買為替の出会いを利用して決済し、銀行に売却しなかった為替」⁽²⁰⁾としている。第五条は、場合によっては為替の出会いを利用して、銀行を利用せずに処理をする方法であることから、石井氏の記述を裏付けるものと言って良い。さらには、為替に関する規定には以下のようなものもある⁽²¹⁾。

「営口積出品為替取扱方ノ事」（明治31年4月25日達号外）

一、本店営業部又ハ大阪支店ニ於テ上海ニ向ケ輸出スル棉糸銀塊石炭其他ノ輸出品代金ヲ以テ営口積出大豆及豆粕等ノ為替買入約定ヲ営業部雜貨掛又ハ神戸支店ト取結ヒタルトキハ一定ノ書式ニ依リ其ノ金額受渡期限為替相場其ノ他ノ要項ヲ上海支店及営口支店ヘ通知スヘシ

二、前項約定ニ係ル棉糸其ノ他ノ輸出品ヲ積出シタルトキハ之ニ對シ為替手形ヲ振出シ早便上海支店ニ送致シ置クヘシ

三、上海支店カ前項為替手形ヲ受取リタルトキハ期日之ヲ取立テ大豆又ハ豆粕為替買受資金トシテ預リ置クヘシ

但シ大豆又ハ豆粕ノ為替前項為替手形期日ニ先タツ場合ニ於テハ上海支店ハ一時之ヲ立換支払ヒ置キ手形期日ニ至リテ其ノ返済ヲ受クルモノトス

右何レノ場合ニ於テモ年六分ノ割合ヲ以テ利子ヲ計算シ約定高受渡シ完了後之ヲ附換スヘキ事

四、上海支店ニ於テ営口出張員ヨリ大豆及豆粕積出ノ報ニ接シタルトキハ直ニ之ニ對シ営業部雜貨掛又ハ神戸支店ヘ宛テ為替手形ヲ振出シ之ヲ

本店営業部又ハ大阪支店へ送致スヘシ

但シ全ク為替約定ナキモノ若クハ積出高為替約定ニ越ヘタル分ハ銀行ヲ経テ荷為替ヲ取組ムモノトス

五、棉糸輸出又ハ大豆、豆粕、輸入等ノ場合ニ於テ一時為替ノ出会ナク売為替又ハ買為替ノミニ偏スルモ若干時日ノ後之ニ對スル出合生スヘキ場合ニ於テハ其趣ヲ正金銀行又ハ其他ノ銀行へ申入レ後ニ生スヘキ売為替又ハ買為替ニ引当テ為替相場ヲ取組ミ安利ヲ以テ予メ買為替又ヲ引受ケシムルコトアルヘシ

この規定が社内為替に関するものという保証は無いが、考えてみれば、広範な地域の中で、多くの輸入商品と輸出商品を出合わせることによって代金を決済することは、簡単なことではないだろう。そこでそれについて、あらかじめ地域と商品を限定しておけば、こうした事務はやりやすくなるに違いない。上の規程は、その様な趣旨のものと思われるが、ほとんど同じ文言の規定である「牛莊積出品為替取扱方ノ事」⁽²²⁾などの存在も確認できることから、同等の趣旨のものがいくつかあった可能性もある。そして、そのことも石井氏の記述の正当性を傍証していると言えよう。また三井物産にとって、これにより貿易資金を調整できるメリットもあるし、為替掛の実際の業務が、こうした出会いの調整であったことも、十分に予想できる。

しかしながら、結論を言えば、筆者は社内為替について、石井氏とは異なる見解を持っている。否、むしろ石井氏の言う社内為替よりも幅広い内容をもっていたと言うべきか。社内為替は、本稿のまとめでも触れるように、三井物産が明治後期から大正期にかけて、世情を反映して資金繰りが悪化していく中で、為替のリスク管理と資金管理が大きな問題となり、それとの関係で盛んに議論されるようになる。そしてそこで議論されている社内為替は、実質的にはもう少し荷為替に近いものであるように思われる。恐らく社内為替も、時代を経るに従ってその仕組みを変化させ、機能を拡大させたのではないかと思われるが、そうしたことについては本稿で論述する余裕が無い。

ただ、若干の資料として、以下のものを紹介しておきたい⁽²³⁾。

「電信為替ノ事」(明治 36 年 11 月 7 日達第一号)

近来社内電信為替ノ取組放漫ニ流レ候傾有之候処右ハ不測ノ間違ヲ生スル基トモ可相成恐有之候間爾今他人ノ依頼ニ拠リ社内電信為替ヲ取組ムコトハ可成之ヲ謝絶スヘシ

但有名ノ会社又ハ知名ノ得意先宛ノ為替ニシテ支払店ニ於テ安心シテ其支払ヲ為シ得ヘキ場合ハ必スシモ其限ニ非スト雖トモ之ヲ取引上不得已得意先ノ依頼ニ限ルヘキハ勿論銀行ニテ取組ノ便アル地ニ於テハ可成銀行ニテ取組方ヲ勧説スヘシ

ここでは、放漫に流れる傾向のある社内電信為替を規制する方針が読みとれる。ただしそれでも、有名得意先には便宜を図ってよろしいことになっている。注目すべき点は、銀行の便のある地は銀行を使うことを勧めていることで、これは逆に言えば、銀行の便のない地域には社内為替がかなり利用されていたことになると言えまい。重要なことは、この社内電信為替が荷為替的な意味か、あるいは単なる送金為替的な意味かということではない。これは、社内為替が出手とは別の次元で送金手段としても使われていたという証拠であり、とすればそれが荷為替として機能していたとしても不思議はないわけである。

社内為替にかかわる資料を、もう一点紹介しておこう。実は社内為替は、明治後期から大正にかけての論議の中で廃止が検討されるのだが、一時ロンドンだけは例外的な処置のとられた時期がある。以下の資料⁽²⁴⁾は、それを裏付けるものである。

「倫敦支店へ送金ノ為メ社内為替取組方ノ事」(明治 37 年 3 月 3 日本部計算課、本店営業部大阪、倫敦支店へ内訓)

既ニ本部ヨリ倫敦支店へ送金シ若クハ向後送金スヘキ為替資金ヲ利用ス

明治初期三井物産の荷為替取扱

ル為メ当分左ノ通リ社内為替取組ヲ実行可致事

一、倫敦支店ヘノ注文品ニシテ其代金ノ荷渡即日又ハ荷渡後十五日以内
ノ短期日ニ回収シ得ヘキモノハ社内為替ヲ取組ムヘシ

二、社内為替ハ參着四十日目払ノ英貨為替ト為ス事

三、第一項ニ適合セサル注文品ニ対シテハ從前ノ通銀行為替ニ拠ルヘシ
從テ注文店ニ於テハ其注文書又ハ注文電信ニ明カニ銀行為替取組方
ヲ指定スヘシ

...

八、社内為替ハ當分ノ内一口英貨五千磅以下ノ注文品ノミニ応用スルモ
ノトス

...

この規定の内容は、先の社内電信為替よりも、より荷為替的である。ここから推測できることは、三井物産は社内為替という機能を使いながら、厳密には送金為替であっても、実質的には荷為替的業務を行っていたのではないかということである。そしてこうした社内為替は、三井物産の資金が潤沢である限りにおいては、さしたる支障を生じなかつたが、資金繰りが苦しくなると、逆に社内為替の必要性がより高まる中で、規制される方向性を持つという、矛盾を孕んだものでもあった。

おわりに

横浜正金銀行成立後、1890年代頃までの三井物産為替業務は、対ヨーロッパ貿易と対アジア貿易とで取扱いが異なり、アジアについては一応の統轄組織が存在したが、ヨーロッパについては、恐らく個々の支店ごとに為替事務を行っていたように思われる。また、荷為替については、横浜正金銀行成立後は行なわれていないというのが通常の理解であると思うが、むしろ実際に

は、これを継続していたと判断させる資料も存在する。この場合の荷為替業務は、自己資金によって行ったということになるが（一部は、大蔵省よりの資金が継続して借り出され、それによって取組まれた可能性もある）、その便法として社内為替が存在していたのではないだろうか。とすれば、社内為替は資金管理との関係で取組まれていたことになり、それは為替業務の内容が、リスク管理と同時に資金管理でもあったことを物語っている。

本稿で対象とした時期においては、三井物産に為替業務を統一する組織は未だなく、場合によっては社内為替によって処理されていた荷為替は、資金繰りが順調である状況下においてはさしたる問題に発展しなかった。しかしその後、本稿の「はじめに」においても触れておいたように、社会情勢の変化もあって三井物産の資金事情は悪化する。そうなると、為替資金管理の重要性とともに、リスク管理がさらに大きな関心事となり、為替業務の統轄組織の存在しないことが大きな問題となる。そこで三井物産では、明治後期から大正にかけて、為替業務を統轄する組織創りに向けて動き出すのだが、それはまた別の問題を発生させることにもなる。その中でも社内為替は、先述の通り、資金繰りが苦しくなると、本来であれば支店ベースではその必要性がより高まる中で、逆に本店から規制される方向性を持つという、矛盾を孕んだ存在でもあったわけだが、その点について論じる紙幅はもはや残されていない。為替の集中管理にともなう別の問題ともども、別稿にて論じることとしたい。

注

- (1) 中川敬一郎「日本の工業化過程における『組織化された企業者活動』」『経営史学』2巻3号、1967年11月、および森川英正「総合商社の成立と論理」宮本又次、梅井義雄、三島康雄編著『総合商社の経営史』東洋経済新報社、1976年。
- (2) 正確には、1877年の11月からであるが、正味3年間、三井物産は大蔵省との関係において外国荷為替業務を行っている。この業務は、1880年に横浜正金銀行が

明治初期三井物産の荷為替取扱

創設されることによって同行に移され、三井物産としては廃止させられたとされている。

- (3) 三井物産の為替業務に関する先行研究として、部分的な記述はいくつかあるが、体系的なものとしては『稿本三井物産 100 年史』(日本経営史研究所) と『三井事業史』(三井文庫) が上げられよう。また、部分的な記述ではあるが、石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会、1999 年と、山口和雄「三井物産と三井銀行－再考－」創価大学経営学会『創価経営学論集』11 卷 2 号、1987 年は、重要な指摘を含んだものである。
- (4) 大蔵省よりの「荷為替貸金取扱方命令状」(三井文庫所蔵資料) の冒頭には、「大蔵省ヨリ資金ヲ下付シ三井物産会社ヲシテ海外（支那ヲ除キ）荷為替ノ事務ヲ取扱ハシムベキ命令條款左ノ如シ」とある。なお、大蔵省よりの資金が、フランスのみではなく欧米各国への輸出に使われていたことは、既に多くの業績によって指摘されていることであるが、中国市場が除かれていることを強調したものは、木山実「三井物産草創期の海外店舗展開とその要員」『経営史学』35 卷 3 号、2000 年 12 月が最初ではないだろうか。
- (5) ロンドン支店の開設は 1880 年のことであるが、ロンドンにはその前から出張所があり、1878（明治 11）年 1 月 13 日付けの「龍動出張員心得」(三井文庫所蔵資料) にも、「海外荷為替金員ハ都テ大蔵省国債局ヨリ拝借シテ荷主ヘ貸付スルニ付（国債向へ差出セシ証書写ヲ每時出張員ヘ郵送スベシ）貸金領収次第該地我力領事館へ上納シ受取証書ヲ得テ直チニ本社へ達スベシ」という規定がある。
- (6) 三井文庫所蔵資料（物産 54）。
- (7) ただし、麻袋の輸入について『稿本三井物産 100 年史』は、「十四番経由上海在庫買付け」と記してある（上巻、79 ページ表中）。また、銀・銅貨の輸出は対清国借款にかかわって、第一国立銀行頭取、渋沢栄一とのかかわりもある。そもそもアジア市場への進出は、第一国立銀行との協同で計画されたものであり、同行は上海支店や香港支店の開設に伴って出資も行っている。第一国立銀行の出資引き上げは 1879 年になされるが、貿易資金のことを考えるときには、これらの事情も考慮すべきだろう。

- (8) 三井文庫所蔵資料（物産 54）。
- (9) 注 7 および注 8 の資料は、いずれも三井文庫における資料番号では物産 54 となる、『諸規則』という資料綴り中のものである。同資料は、その綴じ方から推測するに、下のものほど古く、上のものが新しいように思われる。注 7 と注 8 の資料は、連続して綴じられているものであるが、注 8 の資料の方が下に綴られているので、ほとんど同時期のものであろうが、あえて前後関係を確定するとすれば、むしろ注 7 より注 8 の資料の方が古い可能性が高いと推測される。
- (10) 明治初期に日本に進出した外国銀行については、石井寛治氏の前掲書『近代日本金融史序説』に詳しい。なお、注 9 で紹介した三井文庫所蔵の『諸規則』に綴られている資料に拠れば、三井物産の上海支店は長崎の第十八国立銀行とコレ・スポンデンス契約を結んでおり、注 8 資料中の、「横浜或ハ長崎へ向ケ」た為替の取組と関係しているものと思われる。
- (11) 前掲「三井物産と三井銀行－再考－」3 ページ。
- (12) 三井文庫所蔵資料（物産 531-1）。
- (13) 三井文庫所蔵『諸規則』（物産 54）。なお、「海外荷為替取扱規則」の時期を「海外荷為替取扱手続」よりも後であると推定する理由は、注 9 で述べた事情と同じ。
- (14) 三井文庫所蔵『三井物産合名会社契約及諸規則』（物産 57-2）。
- (15) 三井文庫所蔵資料（物産 57-5）。
- (16) この 2 つの「職務章程」の間には、1896 年、すなわち明治 29 年版が存在するが、そこでの規定は明治 26 年版と変わらない。
- (17) 三井文庫所蔵資料（物産 57-6）。
- (18) 三井文庫所蔵、明治三十八年一月訂正増補第四版『現行達令類集』（物産 90-1）。
- (19) 為替部がいつまで存在していたのかは、残念ながら確認できない。本稿の論点からは外れるが、三井物産では明治後期から大正にかけて、為替事務を統轄する組織形成の動きがある。筆者は、こうした過程で為替部は一旦廃止されたのではないかと予測しているのだが、それを確定する資料は今のところ見つかっていない。また、三井文庫所蔵資料である『職員録』を分析することにより、組織形成の変遷を大まかにたどることも可能と思われるが、この時期の『職員録』は役職

明治初期三井物産の荷為替取扱

名の記述が詳細ではなく、確認できるのは、1898（明治 31）年 2 月 1 日現在、すなわち、「為替部規定」が通達される直前の『職員録』に記載されている、東京在勤で参事主任兼為替掛主任の松本常盤のみである。

- (20) 前掲『近代日本金融史序説』256 ページに掲載の表における備考欄。ただし、この石井氏の記述の意図は、あくまでも、この表に限定して説明したものであつたと取ることもできる。
- (21) 前掲、明治三十八年一月訂正増補第四版『現行達令類集』。
- (22) 三井文庫所蔵、明治四十年六月訂正増補第六版『現行達令類集』（物産 90-2）。
- (23) 前掲、明治三十八年一月訂正増補第四版『現行達令類集』。
- (24) 同上。

[附記]

本稿で使用した資料の多くは、財団法人三井文庫の所蔵資料である。閲覧、使用にあたっては、大変お世話になっている。

また本稿は、大学院時代からの恩師である専修大学名誉教授麻島昭一先生と同門の高千穂大学大島久幸助教授との共同研究における成果でもある。日頃、御二人からは多くの御助言を頂いている。日頃の御好意に対して、この場をかりて感謝申し上げる。

（2004 年 9 月 28 日脱稿）